

# 虐待防止・身体拘束等適正化のための指針

2025年4月1日策定

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、当サービス利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとし、次に該当する行為のいずれも行わない。

### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

### ② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ④ 放棄・放置（ネグレクト）し、心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束を行わない療養の実施に努める。

個々の心身の状況や障がいの特性を理解した上で、身体拘束を行わない療養の実施をすることが原則であるが、例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

### （1）切迫性

生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

### （2）非代替性

身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

### （3）一時性

身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 「虐待防止・法令順守委員会」その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待・身体拘束等の発生の防止等に取り組むにあたって既存の「虐待防止・法令順守委員会」にて、取り組みに対する定期的な評価、修正、勉強会を行っていく。

### ① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

### ② 虐待防止・法令順守委員会構成メンバー

- ・虐待防止・法令順守委員会委員長（以下；委員長）：栗田貴史
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

### ③ 虐待防止・法令順守委員会の開催

委員会は、年2回以上開催する。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

### ④ 虐待防止・法令順守委員会の役割

ア) 虐待・身体拘束に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

- イ) 虐待・身体拘束防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待・身体拘束予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待・身体拘束が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待・身体拘束の原因分析と再発防止策に関すること

⑤虐待防止・身体拘束の担当者の選任

虐待防止の担当者は、委員長と管理者とする。そして委員会メンバーをもって、協議、対応するものとし、初動の対応・窓口は、委員長及び管理者とする。

**4.虐待防止・身体拘束のための職員研修に関する基本方針**

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

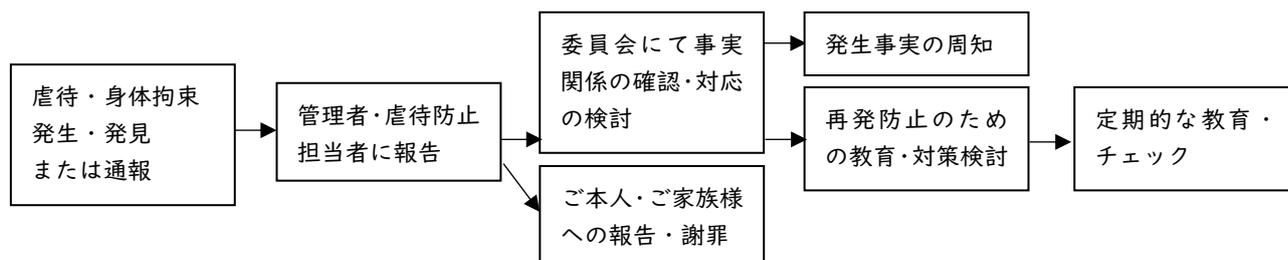
- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

**5.虐待等・身体拘束が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

**6.虐待・身体拘束等が発生した場合の相談報告体制**

- ①サービス利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、当訪問看護ステーションの代表、管理者とする。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止・法令順守委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止・法令順守委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。



**7.虐待等に係る苦情解決方法**

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。また、書面に記録・保管し、委員会で検討・解決の対応を考え周知する。
- ③対応の結果は相談者にも報告する。

**8.利用者本人や家族等に対する説明**

- ①虐待・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- ②個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

## **9.身体拘束に関する記録**

その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。

## **10. 拘束の解除**

上記の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

## **11.当指針の閲覧について**

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。（2025年1月現在、未掲載。6月ごろ掲載予定）

## **12.その他**

虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、サービス利用者へのサービスの質の向上を目指すよう努める。

付則

2025年4月1日より施行